

幕別町ファミリー・サポート・センター事業概要

ーファミサポとはー

ファミリー・サポート・センター事業略してファミサポとは、地域において育児の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センター（以下センター）において仲介・調整を行い、地域で子育てを助け合う会員組織です。

たとえば…こんなとき

- 仕事の都合での保育所のお迎えに間に合わない。誰かに頼めたら…
- 子どもの参観日。下の子をみてもらえたら…
- 歯医者さんに行く間、子どもをみてもらえたら…

そんなとき

毎日の暮らしの中で、ちょっと援助をしてもらえば切り抜けられることがあります。

家族で乗り切ることができない時、近所で助けてくれる人がいればいいけれど、「お礼をしなければ…」と悩んだり、「大事な子どもを預かって万が一の事があっては…」と援助の気持ちがあっても言い出せないこともあります。

センターは、誰に頼んでいいかわからない人と、「お手伝いできますよ」という人を結ぶお手伝いします。

ー相互援助についてー

センターは育児の援助をしてほしい人（おねがい会員）と援助をしたい人（まかせて会員）が会員となってお互いに助けたり助けられたり育児の相互援助を行う組織です。

会員の条件

- おねがい会員（援助をしてほしい人）
町内に居住し、生後 6 月から小学校 6 年生までの子どもの保護者
- まかせて会員（援助をしたい人）
町内に居住する、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる 20 歳以上の者
- どっちも会員
おねがい会員とまかせて会員の両方を兼ねる者

※まかせて・どっちも会員はセンターの実施する講習会を受講しなければならない。
講習内容等は別紙

－援助できる内容－

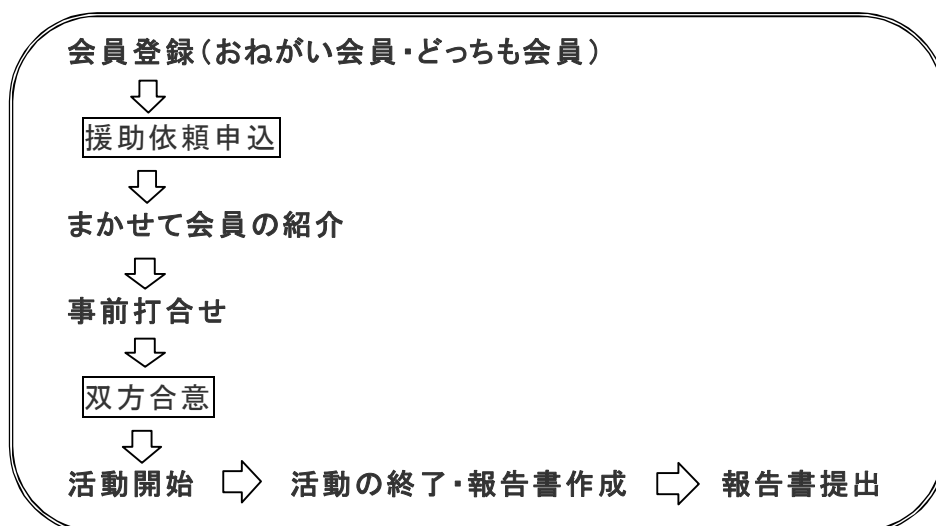
主な援助の内容

- おねがい会員が子どもの育児を必要とする時間帯においてその子どもを預かること。
- 保育所、幼稚園、学童保育所、小学校等(以下「保育所等」という。)へ子どもの送迎を行うこと。
- その他町長が必要と認める支援

援助活動の時間

- 援助活動の時間は、原則として午前7時から午後9時までとする。

援助活動の流れ



- 1 事前にセンターで会員登録をする。
- 2 おねがい会員からセンターへ援助の申込みをする。
- 3 アドバイザーがまかせて会員に援助の依頼をする。
- 4 アドバイザーがおねがい会員にまかせて会員を紹介する。
- 4 おねがい会員とまかせて会員及びアドバイザーは事前打合せをする。
- 5 事前打合せの結果、双方の合意を確認後に援助活動を行う。
- 6 まかせて会員は援助活動終了後に「援助活動報告書」を作成しおねがい会員の確認(サイン)をもらう。おねがい会員は規定の報酬及び実費をまかせて会員に支払う。
- 7 まかせて会員は1か月分の「事業活動報告書」をまとめ、翌月の5日までにセンターに提出する。

－報酬の基準－

区 分	報 酬 等
月曜日から金曜日まで	1 人につき30分あたり 250円
日曜日、土曜日、休日及び12月31日から翌年 1 月 5 日まで	1 人につき30分あたり 300円

- 1 援助時間が30分に満たないときは30分とみなすものとする。
- 2 複数子どもを預ける場合における、2 人目以降の報酬額は上記に定める報酬の 2 分の 1 の額とする。
- 3 育児援助に係る子どもの食事、ミルク、おやつ、おむつ等は、おねがい会員が自ら用意しなければならない。ただし、やむを得ない事情等により用意することができない場合は、その実費分をまかせて会員に支払わなければならない。
- 4 保育所等への送迎にかかる費用については、事前に十分な協議を行い、実費分として支払うものとする。
- 5 おねがい会員は、援助活動の申込み後に次の各号のいずれかに該当したときは、まかせて会員に当該各号に掲げる額の取消料を支払わなければならない。
 - (1) 利用予定時刻の 1 時間前までに取消しの申出を行ったとき 援助活動を受ける予定時間に係る報酬額の 2 分の 1 の額
 - (2) 利用予定時刻の 1 時間以内に取消し、又は取消しの申出を行わずに援助活動を受けなかったとき 援助活動を受ける予定時間に係る報酬の額

ー補償保険制度についてー

会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」「研修・会合傷害保険」に加入。(保険料は、センターが負担。)

サービス提供会員傷害保険

まかせて会員が、ファミリー・サポート・センターの調整による保育の活動中や、援助を提供するため自宅と援助を行う場所等への往復途上(自宅との通常の経路)において急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するもの。

賠償責任保険

まかせて会員が、援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第3者(おねがい会員の子どもを含む他人。まかせて会員と同居の親族を除く。)の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくはまかせて会員が負担する賠償金等を補償するもの。

依頼子供傷害保険

まかせて会員の子どもが、援助を受けている間に急激かつ外来の事故によって傷害を被った場合、まかせて会員の過失の有無にかかわらず補償するもの。

研修・会合傷害保険

センターが主催する研修・会合(交流会を含む)の開催中及び会場への往復途上(自宅との通常の経路)、また事前打合せ等(往復途上含む)で、出席者(講師・子ども等含む)や当事者が傷害を被った時に補償するもの。

お見舞い金制度

おねがい会員の子どもがまかせて会員宅の財物を破損したり、まかせて会員の子どもにけがをさせた場合に、30,000円を限度にお見舞い金を支払う。

(別紙)

幕別町ファミリー・サポート・センター事業講習内容

講習カリキュラム

講 座 項 目	講 師	時間 (目安)
オリエンテーション	ファミリーサポートセンター	15 分
1 子ども・子育て家庭の現状	子育て支援センター	1 時間
2 保育の心	保育士	2 時間
3 心の発達と保護者のかかわり	発達心理士	1 時間 30 分
4 障害のある子の預かりについて	発達支援センター	1 時間 30 分
5 身体の発達と病気	保健師	2 時間
6 小児看護の基礎知識	保健師	3 時間
7 子どもの虐待と社会的養護	こども支援係	1 時間
8 事故による子どもの傷害	幕別消防署	3 時間
9 子どもの生活へのケアと援助	保育士	2 時間
10 子どもの遊び	保育士	2 時間
11 子どもの栄養と食生活	栄養士	3 時間
12 子育て支援サービスを提供するために	ファミリーサポートセンター	2 時間
		計 24 時間 15 分

※平成 28 年度については、5 月・7 月・9 月・2 月の計 4 回開催